

内部統制基本方針

当金庫では、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関する態勢の整備を進めてきましたが、複雑化・多様化の一途をたどる金融環境のもと、財務諸表の信頼性確保ならびに事故防止の観点から、業務処理における相互牽制態勢や法令等遵守態勢の一層の強化につとめています。

当金庫は、内部統制システムに関する基本的な考え方を、信用金庫法および信用金庫法施行規則に基づき定めています。

内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規程に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部統制基本方針」を定めています。

本方針では、理事に委任することなく理事会が決定しなければならない重要な業務執行について、整備すべき態勢及び事項ごとに明らかにするとともに、あわせてさらに強固な態勢を築くため「コンプライアンス部門」「リスク管理部門」及び「内部監査部門」ならびに「監事」が担う役割等についても定めています。

I 理事会の決定する事項

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための態勢

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき行動指針を含む具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。また、有効なコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、事業年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス部門を設置するとともに、法令等遵守に係る経営上重要な事項の協議または決定を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。また、本部各部室及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーとコンプライアンス副オフィサーを配置し、これらを統括する担当者としてコンプライアンス管理担当部長を置き、コンプライアンス部門との連携を図る。さらに、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部室店の上司を介さず、直接コンプライアンス部門の担当役員または部門長に報告・相談を行うことができるホットラインを設置する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び情報資産保護管理規程（セキュリティポリシー）に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する態勢を構築する。
- (2) 理事及び監事がこれらの文書等を常時閲覧できる態勢を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、「リスク管理方針」及び「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として制定し、リスクカテゴリーごとにそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を制定する。
- (2) 当金庫全体のリスクを一元的に管理するため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。同委員会においては、リスク管理及びALMに関する重要な事項について協議を行う。さらに、リスクカテゴリーごとに主管部署等を設置し、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための態勢

- (1) 「理事会」を意思決定・監督機関と位置づけ、運営及び付議事項等を定めた「理事会規程」を制定する。
- (2) 効率的な職務執行態勢の確立を図るため、経営組織、職務分掌及び職務権限に関する諸規定を制定する。

- (3) 全役職員が共有する経営方針、長期経営計画及び年度ごとの事業計画書を制定する。

- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われているかどうかを金庫外からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い経営の透明性を高める。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、協議のうえ、監査の対象となるべき業務等について十分な検証能力を有する者を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員が、当該監査業務に関して、理事の指揮命令を受けることなく監事に従う態勢を構築する。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員が、人事異動及び考課等人事権の行使により実質的に理事からの独立性が損なわれることのない態勢を構築する。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢、その他の監事への報告に関する態勢

- (1) 次に定める事項について、理事が事態認識後直ちに監事に報告する態勢を構築する。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

理事会で決議された事項
当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
経営状況に関する重要な事項
内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
重大な法令・定款違反
公益通報の状況及び内容
その他コンプライアンス態勢コンプライアンス上重要な事項

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための態勢

- (1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事及び職員が協力する態勢を構築する。
- (2) 監事監査の適正性及び信頼性を確保するため、監事の金庫からの独立性が維持される措置を講ずる。

9. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための態勢

- (1) 当金庫の子会社・関連会社等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当金庫の関係部署等が定期的にモニタリングする等の措置を講ずる。
- (2) 当金庫と当金庫の子会社・関連会社等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、

適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講ずる。

II コンプライアンス部門の役割

- (1) コンプライアンス部門は、当金庫におけるコンプライアンスの状況を定期的にまたは必要に応じてコンプライアンス委員会に報告するとともに、必要に応じ理事会に付議または報告する。
- (2) コンプライアンス部門は、理事会およびコンプライアンス委員会の指揮命令により、また自ら当金庫のコンプライアンスの維持、改善のための措置を講ずる。

III リスク管理部門の役割

- (1) リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的にまたは必要に応じてリスク管理委員会に報告するとともに、必要に応じ理事会に付議または報告する。
- (2) リスク管理部門は、理事会及びリスク管理委員会の指揮命令により、また自ら当金庫のリスク管理の維持、改善のための措置を講ずる。

IV 内部監査部門の役割

- (1) 内部監査部門は、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の有効性及び適切性についての監査を行い、その結果を理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- (2) 内部監査部門は、当金庫の子会社・関連会社等の業務についても監査を行う。

V 監事の役割等

- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門の管理者、コンプライアンス統括部門の管理者及び子会社の取締役等との密接な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- (2) 監事は、当金庫の子会社・関連会社等の業務についても監査を行う。
- (3) 監事は、理事会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席のうえ、必要と認める場合には意見を述べなければならない。
- (4) 監事は理事の職務の執行に係る情報を閲覧することができる。
- (5) 監事は理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。
- (6) 監事は、当金庫のコンプライアンス態勢及びその運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。



本城川と高陽山系（垂水市）

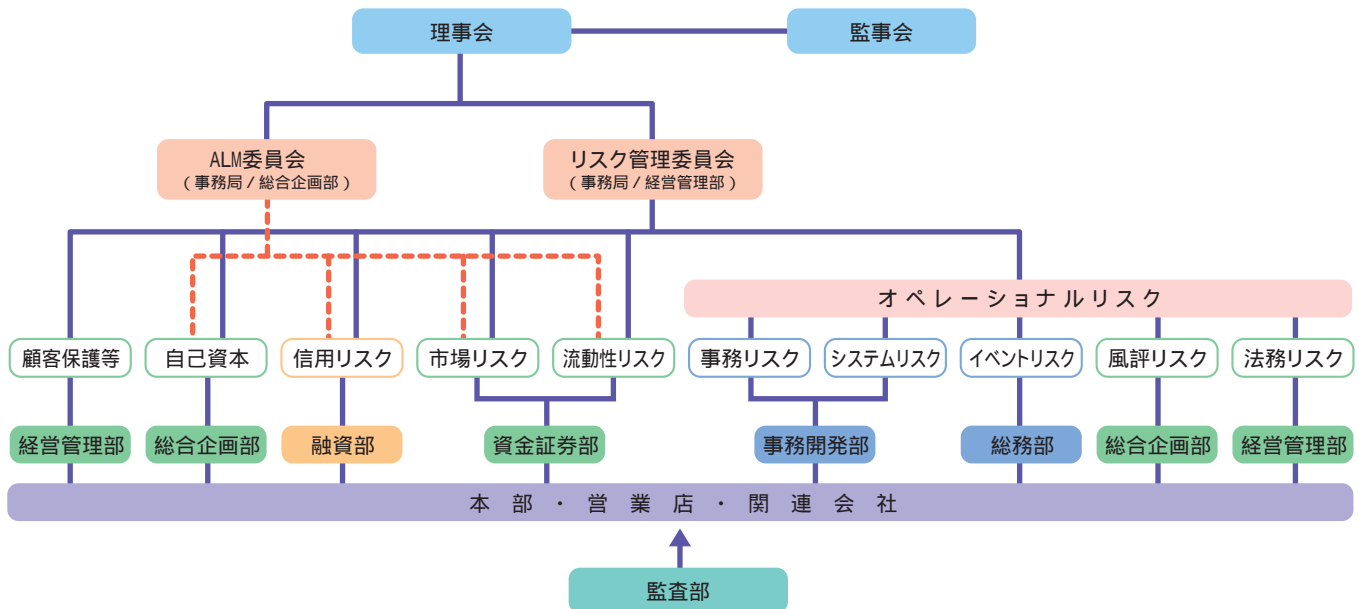
リスク管理について

■ リスク管理態勢

IT技術の進歩や市場経済のグローバル化により、金融におけるビジネスモデルは多様化し、リスクはますます増大しています。このような金融環境下で、当金庫は金融機関としての高い信頼性を維持するため、リスク管理を最重要課題と位置づけ、リスクに対応するリスク管理態勢を構築し、経営の健全性の確保を図っています。

経営に関する様々なリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク、イベントリスク、風評リスク、法務リスク)、顧客保護等管理、自己資本管理に分類し、各々に主管部を定め、リスク全体をリスク管理委員会で統合的な管理を行い、統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

■ リスク管理態勢組織図



■ 各リスクの管理態勢

信用リスク管理について

当金庫では、信用リスクが経営に最も影響を与えるリスクの一つと位置づけ、与信取引に係るリスクを的確に認識・評価し、適切なリスク管理を行うことによって、資産の健全性の維持と向上に努めております。また、厳格な自己査定の実施により、リスクを適正に把握し、健全な資産の管理・充実を図り、信用リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

市場リスク管理について

当金庫では、市場リスクを適正に把握し、当金庫の経営体力・特性を十分認識した上で、リスク・プロファイルに見合った適切な収益の確保に向け、市場リスク管理態勢の整備・確立に努めています。

流動性リスク管理について

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りのため、流動性リスク管理の充実に取り組んでいます。

オペレーショナルリスク管理について

金庫業務の内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと、または外的要因により被る損失が、金庫業務の健全性に影響を与えることを認識し、統合的なリスク管理を行うとともに、オペレーショナルリスクを事務リスク、システムリスク、イベントリスク、法務リスク、風評リスクの5つに分類し、それぞれのリスクごとに管理態勢を構築し、適切に管理しリスクの極小化に取り組んでいます。

事務リスク管理について

当金庫は、常に事務リスクの発生の危険度を把握し、厳正な事務処理に努めています。また、複雑化する業務に適切に対処するため、検証態勢・研修・指導の強化とともに、機械・本部集中化による事務処理の効率化・リスクの極小化のために、事務リスク管理態勢の充実に努めています。

イベントリスク管理について

当金庫は、犯罪又は風水害、地震等の自然災害等偶発的に発生する事件や事故等に対し、お客様と役員等々の生命の安全を最優先して、業務の円滑化及び環境・施設構築物の保全を図り、営業体制を確保するため、リスクの軽減、発生防止に努めています。

法務リスク管理について

当金庫は、コンプライアンス方針・規程、マニュアル、プログラム等に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)態勢の整備・充実を行い、適切な法務リスク管理に努めています。

また、各種取引や訴訟等から生じる法務リスクへの対応として、相互牽制態勢やリーガルチェック等の適切な管理により、リスクの未然防止、極小化に努めています。

システムリスク管理について

当金庫は、経営方針・経営計画に従い、金庫の情報資産保護のために管理態勢を整備し、適切なシステム管理を行っています。システムの安定稼働はもとより、情報漏洩や不正使用を防止するため安全管理に関する規程を整備し、厳格な情報管理を徹底するとともにリスク管理態勢の充実に努めています。また、業務のIT化が進展するなか、コンピュータシステムが障害で停止した場合、その影響の重大性から、システムの安全性・信頼性を維持するため、「システムの障害対策要領」に基づきシステム機能喪失の極小化に努めています。

風評リスク管理について

当金庫は、経営の健全性を維持し、かつ適切な情報開示に努めることにより、お客さまの信頼の獲得に努めるとともに、風評リスクは、直接、間接を問わず、当金庫の経営に大きな打撃を与えかねないことを十分認識して、風評リスクの未然防止に努めています。

自己資本管理について

当金庫は、業務の健全性および適切性の観点に立ち、直面するリスクに見合った十分な自己資本の確保、並びに正確な自己資本比率算出のための、自己資本管理態勢の整備・確立に努めています。

顧客保護等管理について

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産・情報およびその他の利益の保護、並びに利便の向上を図ることが、金庫業務の健全性・十分性の観点から極めて重要であることを認識し、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢を定めて、適切な管理に努めています。

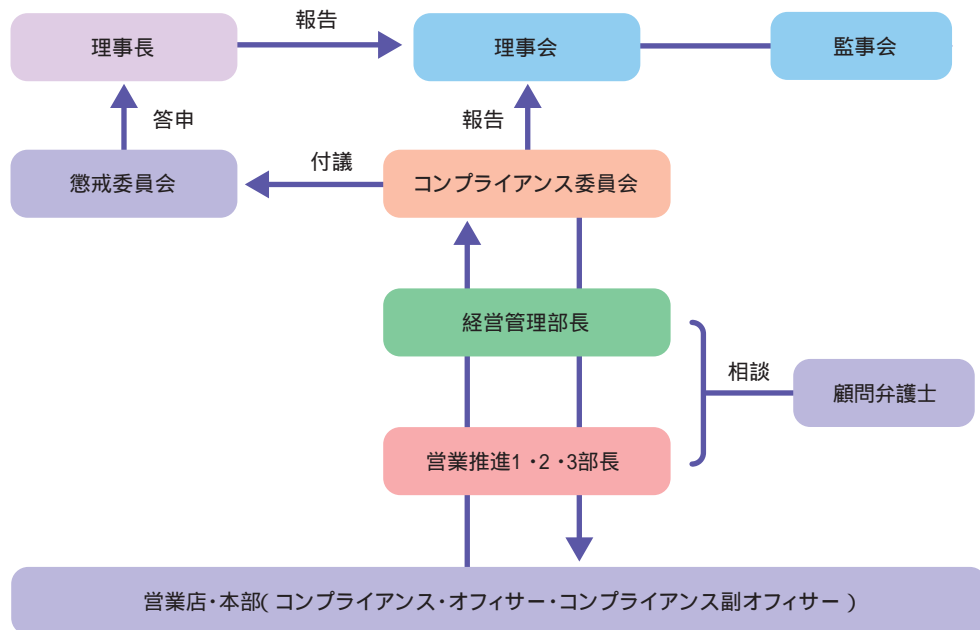
コンプライアンス(法令等遵守)態勢について

■コンプライアンス態勢

当金庫は地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚し、地域社会の皆様から寄せられる信頼にお応えし、これまで以上の金融サービスを提供していく立場から、コンプライアンスを最重要課題と位置づけ、役職員一丸となって取り組んでいます。

コンプライアンスの具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し役職員の研修・勉強会の実施やコンプライアンスに関する規程やマニュアルの整備などを行い、また、その実施状況をチェックするなどしてコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。

■コンプライアンス態勢組織図



肝属川と国見山系(鹿屋市)

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1 当金庫は、お客さまの知識、経験および財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。



甲突河畔の桜並木(鹿児島市)

個人情報保護基本方針(プライバシーポリシー)

■ 個人情報の保護に関する宣言

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、個人情報保護のための内部管理体制(コンプライアンス・プログラム)の継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性に努めます。

1 個人情報の取得・利用目的について

(1) 個人情報の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただきます。

お客様の個人情報は

- お客様が取引に際して各種申込書や契約書等にご記入いただいた事項
- 営業店窓口係や営業担当者等が口頭でお客様から取得した事項
- 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

(業務内容)

- ・預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ・国債窓口販売業務、投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ・その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認等、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

2 個人情報の第三者への提供

当座預金または融資を申し込まれたお客様につきましては、個人信用情報機関に信用情報を照会する場合及び個人情報を提供する場合があります。

お客様の情報は次の場合を除いて第三者に提供することはありません。

また、第三者に提供する次の場合においてもお客様の個人情報の必要な範囲のみといたします。

あらかじめお客様の同意を頂いている場合

金融取引の適正な運営に必要な場合
 法令により必要とされる場合
 お客様または公共の利益のために必要とされる場合
 当金庫と関連会社、提携会社と共同してサービスの提供を行う場合
 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、お客様の同意を得ることが困難であるとき
 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
 守秘義務契約を締結した上で業務委託を行う場合当座預金または融資を申し込まれたお客様につきましては、

3 個人情報の管理方法

お客様の個人情報を正確、かつ可能な限り最新のものとするよう適切な管理に努めます。
 また、個人情報への不正アクセスまたは紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対し、組織面及び技術面で安全対策を講じます。

4 個人情報の開示または訂正、利用停止などのご請求

(1)開示

お客様ご本人またはその代理人からご本人に関する個人情報の開示請求があったときは、原則として遅延なく開示します。但し、次の場合はご請求の個人情報の全部または一部について開示しないことがあります。

当金庫の業務遂行に著しい支障を及ぼす場合
 お客様ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の利益を害する恐れのある場合
 他の法令に違反することとなる場合

(2)訂正

お客様からご本人の個人情報の訂正のご請求があったときは、必要な調査のうえ、個人情報に誤りがあること、その他訂正などを必要とする事由がある場合に訂正をします。

(3)利用停止または消去

お客様から、お客様の個人情報の利用停止または消去のご請求があったときは、必要な調査のうえ、利用停止または消去を必要とする理由がある場合に利用停止または消去し、その旨をお客様にご通知いたします。

(4)手数料

お客様から、個人情報の利用目的の通知または開示等のご請求について、所定の手数料をお支払いいただきます。

5 個人情報の利用目的及び開示等のご請求手続きについて

ご本人または代理人からの個人情報の利用目的及び開示等のご請求は、所定の申請書に必要書類を添付し、所定の手数料をお納めのうえ、お客様担当の営業店次長または営業開発部宛ご提出下さい。

尚、電話あるいはFAX での照会・ご請求には応じられない場合がありますことをご了解くださいますようお願い申し上げます。

6 個人情報の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

また、個人情報への不正アクセスまたは紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対し、組織面及び技術面で安全対策を講じます。

7 個人情報保護に関する質問・苦情・異議申し立てについて

当金庫は、個人情報の取り扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫窓口相談室までご連絡下さい。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、パンフレット等でもご覧いただけます。

鹿児島相互信用金庫 お客様窓口相談室（受付時間 営業日の午前9時から午後6時）
 住所 〒892-0822 鹿児島市泉町2番3号
 電話番号 / フリーダイヤル0120-197005 FAX / 099 (223) 6489
 Eメールアドレス sosin@kasosin.com

以上